随意契約の結果

【令和８年９月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構九州支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	概要（内容、場所、期間等）（新公契）	契約番号（旧公契）	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ＭＵＪＩ×ＵＲ共同開発パーツの購入			契約担当役 九州支社長 佐々木　淳一 福岡県福岡市中央区長浜２－２－４	令和8年9月25日	（株）ＭＵＪＩ　ＨＯＵＳＥ 東京都文京区後楽２－６－１	4013301017823	9,712,395円	9,712,395円	100.0%	当業務は（株）ＭＵＪＩ ＨＯＵＳＥと連携し「ＭＵＪＩ×ＵＲ団地リノベーションプロジェクト」を推進するために共同で開発した物品の売買に関する業務であるため、当該業者でなければできないものであることから、会計規程第51条第３項第１号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				

※１　単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
※２　公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
※３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
・予定価格が250万円を超える工事又は製作
・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
・予定価格が100万円を超える役務
ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。